

**厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正  
の骨子に対するパブリックコメントの実施結果について**

## 1 意見募集期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月1日（水曜日）まで

## 2 意見の件数等

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 11人 |
| (2) 意見の件数      | 16件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件  |

## 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
<b>1 路上喫煙禁止区域について</b>			
1	禁煙区域の範囲を北方向にもう少し伸ばし、寿町交差点付近まで含んでほしい。スクールゾーンでの喫煙を防止し、こどもたちに悪影響を与えないため。	本市では「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（以下、本条例）」に基づき、特に人通りが多い場所での路上喫煙は他人の迷惑や火傷などの被害を与えるおそれのあることから、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定しています。併せて、「路上喫煙防止指導員」が巡回指導等を行うことで条例の実効性を確保しています。	
2	賛成です。追加で提案。駅周辺の学校、例えば厚木小学校、第二小学校、厚木中学校、厚木高校（駅から）の通学路も指定区域に加えて下さい。	なお、本条例では、この2つの駅周辺以外の通学路や区域につきましては、「路上喫煙禁止区域以外の区域において、歩行中又は自転車等（中略）の運転中に喫煙（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をしないように努めなければならない。」と規定しております。引き続き周知・啓発を図るとともに、情勢を注視しながら、	
3	私は30代の喫煙者です。 しかし、ルールを守らず人に迷惑をかけて喫煙する人たちをよく思っていません。行政の皆さんへ喫煙者目線での意見を送らせていただきます。 歩きタバコなどの危険性から路上喫煙禁止区域を駅前的一部分だけではなく、私有地を除く厚木市全域にするのはいかがでしょうか。 私有地は個人の判断となり		

	ますが、受動喫煙の健康被害や、歩きタバコによる子どもの火傷、公園へのポイ捨てなどを考えると、駅前以外の厚木市内をご検討に入れていただくことを提案いたします。	路上喫煙禁止区域に関する方針につきましても慎重に検討を進めていきます。	
4	<p>路上禁煙区域が分かりづらい。歩道に何度も禁煙マークを描くとか、禁煙ゾーンは歩道を同じ色に塗るとか、看板を掲げるとかしないと伝わらない。</p> <p>伝わらないのは指定している意味がない。</p>	<p>路上喫煙禁止区域を表すため路面シートを貼り、定期的に確認を行い劣化している箇所を修繕しています。</p> <p>また、御提案いただきました看板のほか、デジタルサイネージでの画像表示を始め様々な媒体を活用し、路上喫煙禁止区域の周知・啓発を図ります。</p>	
2 罰則規定について			
5	<p>この内容では指導時にその場で消せば過料には問われない、と解釈出来そうです。</p> <p>そうではなく、喫煙を現認した時点で過料が発生するようにしてください。</p>	<p>本条例の改正後は、路上喫煙禁止区域の禁止行為である喫煙があった場合は、中止等の指導・命令を行い、この指導・命令に従わない者は「過料」に処する段階的な手続きとして規定します。</p> <p>なお、罰則規定は、「過料」の徴収が目的ではなく、「過料」に処するまでの過程（指導・命令）を通じて違反行為の改善を促し、周辺の歩行者等の安全を確保することにあります。</p>	
6	路上喫煙は！徹底して取り締まってほしい！罰金でるぐらい！路上喫煙した人には違反になる注意をしてほしい		
7	過料については「持ち合わせがない」「急いでる」などで回避されないようにしてください。	過料に処した場合は、住所・氏名の申告に基づき、「直接その場で」又は「後日納付書で」の支払いを予定しています。	
8	最初のステップとして過料を設けるのはいいと思います。ただ、ルールを守らない、	「過料」は、条例の実効性を確保するために規定するもので、2,000円であっても一定程	

	思いやりに欠いた行動をする喫煙者を反省に促す罰則としては弱いと思いますので、今後さらに過料の引き上げを検討する必要があると思います。	度の抑止効果を得られると考えています。	
3 指定喫煙場所について			
9	指定喫煙所ですが場所が分かりにくいと思います	案内看板のほか、デジタルサイネージでの画像表示など様々な媒体を活用し、指定喫煙場所の周知を図ります。	
10	<p>喫煙者からの意見になります。</p> <p>路上喫煙は反対であると明確にしておきたいと思います。</p> <p>今年22歳になる私からすれば、現在の喫煙所が昔に比べ少ない状態がデフォルトですが、個人的には少なすぎると感じます。</p>	<p>路上喫煙禁止区域において禁止する喫煙行為を罰則で取り締まるだけでなく、非喫煙者の望まない受動喫煙が生じないよう、喫煙者へ分煙意識の向上を図り非喫煙者と共に存できる環境を整備するため「指定喫煙場所」として指定を行い、その旨を告示する規定を設けます。</p>	
11	<p>駅前の禁止区域での路上喫煙、ポイ捨てを減らすために、既存3箇所の指定喫煙場所以外にも、人通りの多い場所に作るのはいかがでしょうか。</p> <p>特に路上喫煙やポイ捨ての多い一番街への設置(中町公園など)をすると、既存3箇所への移動が面倒だからという理由でルールを守らない人を減らせる可能性があるかもしれません。</p>	<p>今後につきましては、既存3箇所のほか、「指定喫煙場所」の設置に適した候補地の選定を進めます。</p>	
12	これは以前から思っていた事ですが、日本人は他人に対してモラルなどを求めすぎです。灰皿やゴミ箱を一定の間隔で設置し、それを定期的に	灰皿やごみ箱を公共の場に設置することは、環境美化の観点以外にも受動喫煙や通行の妨げになるなどの問題が生じる可能性があります。	

	清掃する。そこで、雇用が生まれる。それではダメなんですか？その財源をどうするのか考えるのが市議会議員含めて選挙で選ばれた人達なんでは？蓄財や名誉、道楽でやっているのであれば市議会議員の数を減らしてその給料を財源に雇用を産んでください。	なお、路上喫煙禁止区域において禁止する喫煙行為について、非喫煙者の望まない受動喫煙が生じないよう、喫煙者へ分煙意識の向上を図り非喫煙者と共存できる環境を整備するため「指定喫煙場所」として指定を行い、その旨を告示する規定を設けます。	
13	喫煙所がある程度の数が整備され、喫煙者に場所が周知された場合には、わざわざ路上で喫煙する必要性もないとすし、(整備された状況下で)吸うのであればより一層取り締まりをするべきであるとも思います。	御提案のとおり、指定喫煙場所が十分に整備・周知された際には、巡回指導の体制について見直す必要があると認識しています。	
<b>4 その他</b>			
14	環境整備に尽力頂きありがとうございます万人に向け安心安全な市の環境を整えてほしいです	市民の皆様がより一層安全で快適に暮らせる生活環境づくりの整備に努めます。	
15	ゴミを入れて置くかごが古くなつて汚くなつて来ているので壊れ無い素材の物にして欲しい。	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	
16	金曜日に街をクリーンにしているのは知っているが、いつでも街のゴミを拾ったら、自宅に持ち帰れないで、袋をいただけるのと、ゴミを預ける場所があると、捨うことができるが、捨うこと躊躇してしまうのです	頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 生活環境課
- (2) 連絡先 046-225-2750

## 5 結果公開日

令和7年11月14日 公開

## 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正 の骨子

### 1 条例改正の趣旨

「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（以下「本条例」という。）」は平成15年7月1日に制定し、歩行喫煙の自粛やポイ捨ての禁止について、市民や市内事業所等のボランティアに協力をいただき啓発活動を行っております。

その後、道路等の公共的空間における喫煙に対し、市民の皆様から路上喫煙に対する規制を求める多くの御意見を受けたことから、安全で快適な歩行空間の確保を目的に、平成22年4月1日から本厚木駅及び愛甲石田駅の周辺の一部を路上喫煙禁止区域に定め、路上喫煙を防止するための対策を講じてきました。

以後、地道な周知・啓発活動によるマナーの向上とまちの美化の推進、また、市民の皆様や本市にお越しいただく方々の御理解と御協力により、路上喫煙禁止区域内の喫煙者（以下「違反者」という。）は大きく減少しました。

しかし、現行条例においては、路上喫煙禁止区域内の喫煙は禁止行為であるものの、違反者に対して「指導することができる」と規定するのみで「罰則」がないことから、一部の方々について依然として散見される路上喫煙等の迷惑行為に対する規制には限界があります。

このようなことから、違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、「過料」を設けるなど、本条例の一部改正を行うものです。

### 2 条例改正の概要

#### （1）罰則規定について

違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、指導等に従わない者は、「行政罰である過料（※1）」に処す規定を設けるとともに、関連する事項について整備を行います。

なお、過料を科す方法は「間接罰方式（※2）」とし、「2,000円以下の過料」とするほか、これまで違反者に対しては、路上喫煙防止指導員の指導にとどまっている中、罰則規定を設けることで段階的な手続きをとることから、指導に従わない者に対し、喫煙の中止を命ずることができる規定を追加します。

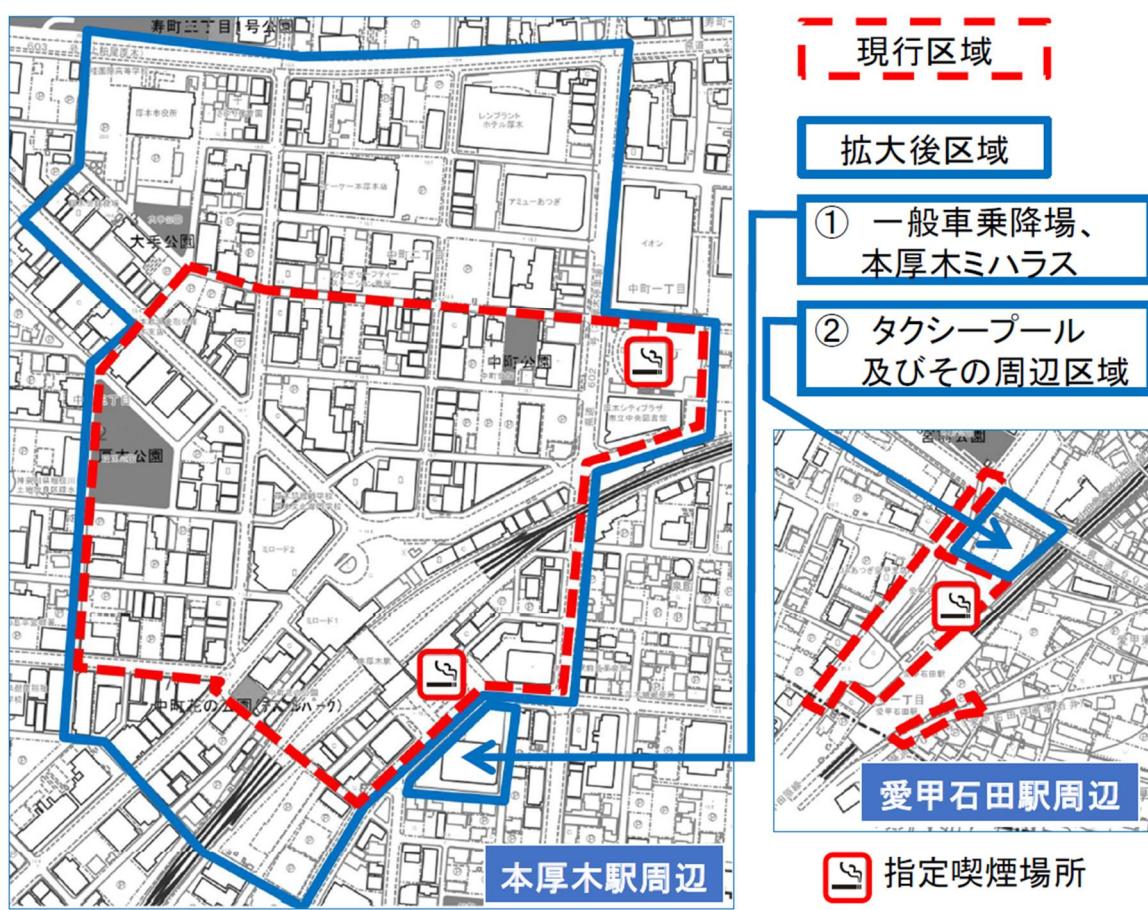
※1 刑法で定められていない制裁を科す行政罰（例：過料）、裁判所を介さず地方公共団体の長限りでそれを科すことができる。金銭的制裁の場合は、形式的又は軽微な義務違反が対象。

※2 路上喫煙等があった場合に市区町村長が中止等の指導、命令等を行い、この指導、命令等に従わない者に罰則を科すもの。

#### (2) 路上喫煙禁止区域について

現在、本条例で規定する路上喫煙禁止区域は、下図の点線枠で示した【現行区域】ですが、客引き行為者等による路上喫煙が散見されます。このことから、本条例と厚木市客引き行為等防止条例をより実効性のあるものにするため、厚木市客引き行為等防止条例で指定する「客引き行為等防止特定地区」を考慮した上で、実線枠の【拡大後区域】を路上喫煙禁止区域として指定を行い、その旨を告示します。

また、**実線枠①・②の区域**については、市街地再開発等に伴い供用が開始されたことから新たに指定を行い、その旨を告示します。



点線枠で示した【現行区域】	
実線枠の【拡大区域】を路上喫煙禁止区域として指定	客引き行為等防止特定地区 市街地再開発に伴い供用が開始された区域 ① 本厚木駅南口(一般車乗降場、本厚木ミハラス) ② 愛甲石田駅北口(タクシープール及びその周辺区域)
拡大する区域	

### (3) 指定喫煙場所について

路上喫煙禁止区域において禁止する喫煙行為を罰則で取り締まるだけでなく、非喫煙者の望まない受動喫煙が生じないよう、喫煙者へ分煙意識の向上を図り非喫煙者と共に存できる環境の整備に取り組むことが有効です。このことから、路上喫煙禁止区域内において喫煙できる場所を「指定喫煙場所」として指定をし、その旨を告示する規定を設けます。なお、今後につきましては、下表の既存3箇所のほか、新たな「指定喫煙場所」の指定を進めるとともに、告示の際は「指定喫煙場所の名称、喫煙設備の位置及び供用開始の日」を示します。

既存3箇所の指定喫煙場所	厚木サンパーク（厚木バスセンター2階）
	本厚木駅南口（ロータリー内）
	愛甲石田駅北口

## 3 条例改正の効果

禁止行為である路上喫煙禁止区域内の喫煙に対して「過料」を設けて規制することにより、条例の実効性を確保することが見込まれます。この規定が有効に機能することで、最終的には、条例で掲げる目標である「市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現」を図ることにつながり、市民がより一層安全で快適に暮らせる生活環境づくりの整備に寄与することができます。

## 4 一部改正のスケジュール

- |           |  |
|-----------|--|
| 令和7年9月    | 条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント  |
| 令和7年12月   | 12月定例会議に条例一部改正案を上程   |
| 令和8年1月～3月 | 改正条例広報等の対応   |
| 令和8年4月1日  | 改正条例施行   |
| 令和9年4月1日  | ただし、十分な周知啓発期間を置き路上喫煙者に対する注意及び指定喫煙場所への案内誘導を実施する必要があるため、罰則等（命令及び過料）の規定は令和9年4月1日から施行する。 |

